

新潟県
農山漁村振興交付金
交付要綱

令和8年6月

新潟県農林水産部
新潟県農地部

目 次

新潟県農山漁村振興交付金交付要綱	1
別表1 事業メニュー番号対応表	7
別表2	
A 1 中山間地農業推進対策	8
A 2 最適土地利用総合対策	10
B 1 地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）活動計画策定事業	12
B 2 地域資源活用・地域連携推進支援事業	13
B 3 地域資源活用・地域連携市町村戦略策定事業	13
B 4 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）	14
B 5 農福連携支援事業	15
B 6 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）	16
B 7 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）	17
B 8 農福連携受入環境整備事業	19
C 1 基盤整備促進事業	20
D 1 農業・農村振興整備事業	21
D 2 里地棚田保全整備事業	23
E 1 水産業振興等施設整備交付金	24
F 1 能登半島地震農山漁村活性化施設復旧等事業	25
G 1 都市農業機能発揮対策	26
別表2の別紙	29
別記第1号様式（交付金交付申請書）	33
別記第1号様式の別表（納税対応状況表）	34
別記第1号様式の付（物件を担保に供する場合の内訳書）	35
別記第1号様式の別紙（事業別様式）	36
別紙1（地区別事業内容及び配分表）	77
別記第1号様式の2（変更交付申請書）	79
別記第2号様式（変更承認申請書）	81
別記第3号様式（事業中止（廃止）承認申請書）	83
別記第4号様式（事業遂行状況報告書）	85
別記第5号様式（実績報告書）	88
別記第5号様式の別紙（事業別様式）	89
別記第6号様式（消費税等相当額報告書）	101
別記第7号様式（概算払請求書）	103

別記第 8 号様式（財産管理台帳）	108
別記第 9 号様式（契約に係る指名停止等に関する申立書）	110
別記第 10 号様式（年度終了実績報告書）	112

新潟県農山漁村振興交付金交付要綱

(趣 旨)

第1 知事は、地域の自主性と創意工夫を活かし、市町村が単独又は県と共同して作成する農山漁村振興推進計画の目標を達成するために必要な事業のうち、農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。)、農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)実施要領(令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知。以下「中山間対策要領」という。)、農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)実施要領(令和5年4月1日付け4農振第3520号農林水産省農村振興局長通知。以下「土地利用対策要領」という。)、農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)(以下、「地域資源活用対策要領」という。)、農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)実施要領別記3における能登半島地震農山漁村活性化施設復旧等事業の運用(令和6年1月25日付け5農振第2546号農林水産省農村振興局長通知。以下「農山漁村活性化施設の運用」という。)及び農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2293号農林水産省農村振興局長通知)(以下、「都市農業機能対策要領」という。)に基づき、市町村若しくは知事が適当と認める団体等(以下「市町村等」という。)が行う事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付するものとし、その交付に関しては新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 第1に規定する交付金を農山漁村振興交付金(以下「交付金」という。)とし、別表1で定めるものをいう。

(交付基準)

第3 第1に規定する事業に要する経費及びこれに対する交付額算定交付率は、別表2に定めるとおりとする。

(流用の禁止)

第4 国交付等要綱別表1の区分欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(交付限度額)

第5 地域資源活用対策要領に基づく交付金(以下「地域資源活用対策交付金」という。)のうち定住促進・交流対策型の交付限度額は、国費相当額について設定するものとし、同要領の第4の2により算出された交付金の額の限度額(同要領第2の5に基づき交付限度額が変更された場合は、その交付限度額)とする。

(単年度交付額)

第6 地域資源活用対策交付金のうち定住促進・交流対策型に係る交付金の年度ごとの交付限度額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。

単年度交付額 = 交付対象事業ごとに「交付限度額 × A - B」により算出した額の合計額

A : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B : 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

- 2 交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、地域資源活用対策交付金のうち定住促進・交流対策型について次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

(交付の条件)

第7 交付金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更(第10に定める軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更(第10に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業が完了し、又事業を中止し若しくは廃止した場合において、工事材料その他の物件が残存するときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告してその指示を受けること。(別表2に掲げる田園自然環境保全整備事業、基盤整備促進事業、里地棚田保全整備事業に限る。)
- (6) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、交付金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 交付金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 交付金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 事業により区画形質が変更され、若しくは造成された農地又は事業により造成されたかんがい排水施設について、その受益地の全部又は一部が土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第2項の公告のあった日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。次号において同じ)の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、その転用の規模が小さいこと等知事が別に定める理由を除き、交付した交付金のうち転用面積に対応する部分の金額(知事がこれより少ない金額を定めたときは、その定めた金額)を県に返納させること。
- (10) 事業により区画形質が変更され、若しくは造成された農地又は事業により造成されたかんがい排水施設について、土地改良法第113条の3第2項の公告のあった日の属する年度の翌年度から起算して8年以内に、昭和45年7月4日付け45農地A第1086号農林事務次官通達記の2の(1)に掲げる事由が生じた場合(知事が特にやむ得ないと認めた場合を除く。)には、交付した交付金のうち開田面積に対応する部分の金額(事業の受益地外の開田された土地に対して用水を使用した場合にあっては、当該かんがい施設につき交付された交付金の額を当該受益地の面積で除して得た額に当該使用に係る土地の面積を乗じて得た額)を県に返還させること。
- (11) 交付金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (12) 交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
- (13) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (14) 交付金により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間内にあるものについては、別記第8号様式による財産管理台帳及びその関係書類を整備保管しておかなければならないこと。
- (15) 間接交付対象事業者が、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争(間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争又は随意契約)に付すこと。
- (16) 間接交付対象事業者が、(15)により契約をしようとする場合において、「談合等により指名

停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成27年1月28日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知)に基づき、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記第9号様式による指名停止の措置等に関する申立書の提出を求め、当該競争入札等に参加しようとする者が当該申立書を提出していること。

- (17) 間接交付対象事業者が地方公共団体である場合、国交付等要綱別記様式第13号による交付金調書を作成すること。
- 2 市町村は、事業実施主体が農山漁村振興推進計画に基づいて行う事業に要する経費につき市町村等が交付をする場合において、事業実施主体に対し、前項の条件を履行させるために必要な条件を付さなければならない。

(交付申請書)

- 第8 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事又は振興局長に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第1号様式の2によるものとするが、第9の規定により事業計画変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることができるものとする。
- 2 前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等相当額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税等相当額が明らかでない場合はこの限りでない。
- 3 交付対象事業の着手(機械の発注を含む。)は、原則として国交付等要綱第12第1項の規定により交付決定者から交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、国交付等要綱別記様式第14号による交付決定前着手届(農山漁村活性化施設の運用の取組については、交付決定前着手届(農山漁村活性化施設の運用の参考様式3号))を知事に提出するものとする。

(変更の承認申請)

- 第9 第7の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による交付金事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

- 第10 第7の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

- 第11 第7の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止(廃止)承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

- 第12 第7の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承

認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(申請の取下げ)

第 13 規則第 7 条の規定による期日は、交付金の交付決定通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第 14 規則第 10 条の規定による報告は、交付金の交付の決定に係る年度の別表 2 に定める期日現在の状況を別記第 4 号様式により事業遂行状況報告書を作成し、翌月 10 日までに知事に提出して行うものとする。ただし、第 17 の規定により概算払の請求をする場合は、概算払請求書をもってこれに代えることができる。

(実績報告書)

第 15 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 5 号様式のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して 15 日を経過した日又は交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。
- 3 交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合、及び交付事業の実施中に国の会計年度が終了したときにおける前項の報告の期日は、同項の規定にかかわらず交付金の決定のあった年度の翌年度の 4 月 30 日までとする。
- 4 第 8 第 2 項ただし書により交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを交付金から減額して報告しなければならない。
- 5 第 8 第 2 項ただし書により交付の申請を行い、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額(前項の規定により減額した市町村等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第 6 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 16 規則第 19 条第 4 号に規定する財産は、事業により取得した価格が 1 件 50 万円以上のものとする。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」(昭和 31 年 4 月 30 日農林省令第 18 号)に定める期間内)
- 3 前項にかかわらず、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による間接補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。こと。
 - (ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(概算 払)

第 17 概算払により交付金の交付を受けようとする場合は、別記第 7 号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(収益納付)

第 18 交付事業が完了した日から起算して 5 年が経過する日までに、交付事業の実施によって相当の収益が生じた場合には、国交付等要綱別記様式第 11 号の収益報告書を準用して知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第 19 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副 2 部とする。

2 この要綱の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き所轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(雑 則)

第 20 この要綱に定めるもののほか、この交付金に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日農管第 156 号)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。

(1) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事務処理要領 (平成 19 年 8 月 1 日付け地農第 304 号)

(2) 新潟県農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金参考様式集

(3) 新潟県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱 (平成 19 年 8 月 1 日付け地農第 305 号)

3 国交付要綱附則第 3 により実施される地区については、なお従前の例によるものとする。

附 則 (平成 29 年 9 月 14 日地農第 326 号)

この要綱は、平成 29 年 7 月 24 日から実施する。

附 則 (令和 3 年 3 月 26 日地農第 1290 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 3 年 9 月 30 日地農第 673 号)

この要綱は、令和 3 年 8 月 2 日から実施する。

附 則 (令和 4 年 9 月 5 日地農第 626 号)

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 5 年 3 月 1 日地農第 994 号)

この要綱は、令和 4 年 12 月 2 日から実施する。

附 則 (令和 5 年 9 月 4 日地農第 513 号)

この要綱は、令和 5 年 9 月 4 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日地農第 1248 号）

この要綱は、令和 6 年 3 月 28 日から施行し、令和 6 年 1 月 25 日から適用する。

附 則（令和 6 年 11 月 19 日地農第 604 号）

この要綱は、令和 6 年 11 月 19 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 10 月 29 日地農第 797 号）

この要綱は、令和 7 年 10 月 29 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 2 月 27 日地農第 1203 号）

1 この要綱は、令和 8 年 2 月 27 日から施行する。

2 改正前の新潟県農山漁村振興交付金交付要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 6 月 4 日地農第 333 号）

この要綱は、令和 8 年 6 月 4 日から施行し、令和 8 年 4 月 7 日から適用する。

別表1

農山漁村振興交付金の対象事業と事業メニュー番号一覧表

1 中山間地農業推進対策

県事業名	事業メニュー番号	県事業番号
○農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)		A1
中山間地農業ルネッサンス推進事業	-	
農村型地域運営組織形成推進事業	-	

2 最適土地利用総合対策

県事業名	事業メニュー番号	県事業番号
農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)		A2
最適土地利用総合事業	-	
最適土地利用推進事業		
最適土地利用整備事業		
荒廃農地再生支援事業	-	
荒廃農地再生事業		
再生推進事業		
最適土地利用推進サポート事業	-	

3 地域資源活用価値創出対策

県事業名	事業メニュー番号	県事業番号
○地域資源活用価値創出推進事業(地域活性化型)活動計画策定事業	-	B1
○地域資源活用・地域連携推進支援事業	-	B2
○地域資源活用・地域連携市町村戦略策定事業 ²	-	B3
○地域資源活用価値創出推進事業(農泊推進型)		B4
農泊推進事業	-	
人材活用事業	-	
農家民宿転換促進費	-	
○農福連携支援事業	-	B5
○地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)	-	B6
○地域資源活用価値創出整備事業(農泊推進型)		B7
市町村・中核法人実施型	-	
農家民泊経営者等実施型	-	
○農福連携受入環境整備事業	-	B8
○地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型)		C1
基盤整備促進事業	~	
3		
農業・農村振興整備事業	~ ②② ~ ③④ ③⑥ ③⑦	D1
里地棚田保全整備事業	②① ②⑦ ②⑧ ③⑦ ③⑧ ③⑨	D2
3	②③ ②④ ②⑥ ~ ②⑧ ③① ③② ~ ③④ ③⑧	
3	②④ ②⑥ ②⑦ ③① ~ ③④	
水産業振興等施設整備交付金	②① ②③ ~ ②⑧ ③① ~ ③⑤ ③⑧	E1
3		
能登半島地震農山漁村活性化施設復旧等事業	-	F1

1 事業メニュー番号は、地域資源活用対策要領別記3の別表2に定めるものをいう。

2 地域資源活用対策要領別記2-2(地域資源活用・地域連携サポート事業)の第2の2(別表1の2の(4)のイ)の事業を指す。

3 県事業名の無い事業については、事業を実施する際に設定する。

4 都市農業機能発揮対策

県事業名	事業メニュー番号	県事業番号
○農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)		G1
都市農業共生推進等地域支援事業	-	
地域支援型	-	
モデル支援型	-	
都市農業創設支援型	-	

別表 2

1 中山間地農業推進対策

県 事業 番号	県事業名	事業	事業メニュー	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書 の作成日
					経費の配分 の変更	事業の内容 の変更	
A 1	農山漁村振興交 付金（中山間地 農業推進対策）	中山間地農業ルネッ サンス推進事業	(1)中山間地農業ルネッ サンス推進 支援 (2)元気な地域創出モデル支援 ア 一般型 イ 地域力活用型	定額 (2)のアの上限 は、事業実施主体 あたり助成単価 (年標準額 1,000 万円)までに当該 支援の事業年数を 乗じた額とする。 また、(2)のイの 上限は事業実施主 体あたり助成単価 3,000 万円とす る。ただし、中山 間対策要領別表 1 の 1 の(2)のイの (イ)の a に定め る生産環境条件の 整備に必要な農業 用機械等の導入の うち農業用機械等 を購入する場合の 補助率は 1/2 以内 とする。	事業費の 3 割以上の 増減	1 事業実 施主体又は 事業実施期 間の変更 2 事業の 廃止	9 月末日、 12 月末日
		農村型地域運営組織 形成推進事業	(3)農村型地域運営組織モデル形成 支援 ア 一般型 イ 活動着手支援型 ウ 地域連携型				

			円とする。) (3)のウの交付率は1/2以内とする。助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価(年標準額375万円)に当該支援の事業年数を乗じた額とする。		
		(4)棚田地域振興対策推進事業	定額 (4)の上限は、事業実施主体当たり助成単価(年標準額50万円)に当該支援の事業年数を乗じた額とする。 また、年度当たり事業費が100万円を下回る場合、助成額は当該事業費に1/2を乗じた額とする。)		

2 最適土地利用総合対策

県 事業 番号	県事業名	事業	事業メニュー	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書 の作成日
					経費の配分 の変更	事業の内容 の変更	
A 2	農山漁村振興交 付金（最適土地 利用総合対策）	1 最適土地利用総合 事業	(1)最適土地利用推進事業 ア 土地利用構想の概定 イ 実証事業 ウ 土地利用構想の実現に必 要な調査・計画に関する 取組 エ 省力化機械の導入 オ 粗放的利用体制整備 (ア) 放牧(家畜レンタル、家 畜運搬、管理経費等) (イ) 蜜源・緑肥・省力・景観 作物等(種苗費、管理経 費等) (ウ) 緩衝帯整備(管理経費 等) (エ) ビオトープ(管理経費 等) (オ) 計画的な植林(苗代、管 理経費等) カ 農用地保全等推進員の 措置	定額 (ア～エは助成単価(年標準 額1,000万円)に当該支援の 事業年数を乗じた額とする。 オの(ア)及び(イ)は各年度 10,000円/10a、(ウ)～(オ)は各 年度5,000円/10aとする。た だし、中山間地域等直接支払 交付金の交付対象農用地は助 成の対象外とする。カは各年 度250万円とする。なお、オ は定着支援として3年間を上 限とする。)	事業費の 3割以上の 増減	1 事業実 施主体又 は事業実 施期間の 変更 2 事業の 変更又は 廃止	9月末日、 12月末日
			(2)最適土地利用整備事業	5.5/10 以内 (上限は助成単価(年標準額 2,000万円に当該支援の事業年 数を乗じた額とする。)			12月末日
		2 荒廃農地再生支援 事業	(1)荒廃農地再生事業 ア 荒廃農地再生等整備 (ア)刈払・伐根 (イ)集積・運搬 (ウ)除礫 (エ)耕起・整地 (オ)土壌改良 (カ)支障物撤去 イ 簡易基盤整備 (ア)農業用排水施設 (イ)農道	当該事業に要する経費の1/ 2以内 なお、2の(1)のアの(オ)は 32,000円/10a、2の(1)のイの (エ)は25,000円/10aに整備面 積を乗じて得た金額を助成す るものとする。			9月末日、 12月末日

		<ul style="list-style-type: none"> (ウ)暗渠排水 (I)客土 (オ)区画整理 (カ)農地等整備 (法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウス等の再生利用、農作物被害防止施設、廃棄物処理等) 			
		<ul style="list-style-type: none"> (2)再生推進事業 ア 農用地利用調整 イ 事業指導・助言等 ウ その他本事業に必要な事務 	事業に要する経費の1/2以内とし、上限は、10万円とする。		
	3 最適土地利用推進サポート事業	(1)最適土地利用推進サポート事業	定額		

3 地域資源活用価値創出対策

県事業番号	県事業名	補助等の対象となる取組	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
B 1	地域資源活用価値創出事業(地域活性化型)活動計画策定事業	<p>1 アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定 (1) ワークショップ開催 (2) 先進地視察及びセミナー参加 (3) 活動計画の策定</p> <p>2 地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築及び実証活動等 (1) 体制構築 (2) 実証活動 (3) 専門的スキルの活用</p>	<p>定額 (補助等の対象となる取組の1及び2を合わせた事業開始年度の助成額の上限は、500万円とする。ただし、1の取組については、300万円を上限とする。 事業開始から2年目の年度の助成額の上限は、250万円とする。 2の(3)の取組を行う場合の各年度の助成額の上限は、事業開始年度から3年目の年度までの助成額の上限に各々250万円を加えた金額とする。 2の(2)の取組を行い、かつ、事業を実施する地域が地域資源活用対策要領別記2-1の第4の1の(1)から(9)までのいずれかに該当する場合の助成額の上限は、事業開始年度から事業開始から3年目の年度までの助成額の上限に各々100万円を加えた金額とする。</p>	<p>事業に要する経費の3割以上の増減</p>	<p>1 事業実施主体又は事業実施期間の変更 2 事業の追加又は廃止 3 事業実施地域の変更(地域資源活用価値創出対策要領別記1の別表の交付率及び助成額の活動計画策定事業の(4)に該当する地域における取組を実施する場合)</p>	9月末日、12月末日

県 事業 番号	県事業名	補助等の対象となる取組	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書 の作成日
				経費の配分 の変更	事業の内容の 変更	
B 2	地域資源活用・地域連携推進支援事業	1 新商品開発・販路開拓の実施 2 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組 3 多様な地域資源を新分野で活用する取組	定額 (当該事業に要する経費の1/2以内) (事業実施期間における助成額の上限は500万円とする。ただし、事項1から3までの取組のうち、いずれか1つあるいは複数の取組を実施する場合であっても、500万円とする。事項4の取組と併せ行う場合においては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。事業と併せて行う設備・機器の導入に係る助成額の上限は、設備・機器の導入以外の助成額よりも低い額とする。)	交付対象 経費の減額 (地域資源活用対策要領の別記2-1の第5の3に掲げる不 用額の発生 が確実に限 る。)	1 事業の 中止又は 廃止 2 事業実 施主体の 変更 3 事業実 施主体の 成果目標 の変更 4 事業内 容の変更	12月末日
		4 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進	定額 (事業実施期間における助成額の上限は500万円とする。事項1から3までの取組と併せ行う場合においては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。)			

県 事業 番号	県事業名	補助等の対象となる取組	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書 の作成日
				経費の配分 の変更	事業の内容の 変更	
B 3	地域資源活用・地域連携市町村戦略策定事業	1 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に関する市町村戦略の策定 2 市町村戦略に基づく異業種交流会等の開催 3 人材育成研修会の開催	定額	事業に要 する経費の 3割を超え る増減	1 事業の 内容の追加 または削除 2 事業目 的の変更	12月末日

県 事業 番号	県事業名	事業	事業メニュー	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書 の作成日
					経費の配分 の変更	事業の内容 の変更	
B 4	地域資源活用価値創出推進事業 (農泊推進型)	1 農泊推進事業	(1) 農泊地域創出タイプ	定額 (助成額の上限額は、事業実施主体当たり助成単価(年標準額 500 万円)に事業年数を乗じた額とする。)	事業費の 3 割以上の 増減	1 事業実施主体は事業実施期間の変更 2 事業の追加又は廃止	9 月末日、 12 月末日
			(2) 農泊地域経営強化タイプ	定額 (助成額の上限額は、事業実施主体当たり助成単価(年標準額 250 万円)に事業年数を乗じた額とする。)			
			(3) インバウンド食関連消費拡大タイプ	定額 (助成額の上限額は、事業実施主体当たり助成単価(年標準額 500 万円)に交付対象の事業年数を乗じた額とする。)			
		2 人材活用事業	(1) 研修生タイプ	定額 (各年度の助成額の上限は、250 万円とする。ただし、そのうち人件費に相当する額については、200 万円を上限とする。また、研修手当の上限単価は、月額 14 万円とする。)			
			(2) 専門家タイプ	定額 (各年度の助成額の上限は、650 万円とする。ただし、そのうち人件費に相当する額については、600 万円を上限とする。また、月額上限単価は 75 万円とする。)			

県事業番号	県事業名	事業	事業メニュー	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書の作成日
					経費の配分の変更	事業の内容の変更	
B 4	地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）	3 農家民宿転換促進費		定額 （連携体の構成員である農家民泊経営者1名当たりの助成額の上限は、100万円又は別表1の事項5の事業におけるに要した費用の1/2以内のいずれか低い額とする。）			

県事業番号	県事業名	補助等の対象となる取組	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
B 5	農福連携支援事業	1 農福連携の取組	定額 （助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価（年標準額50万円）に交付対象の事業年数を乗じた額とする。ただし、農福連携受入体制整備事業に掲げる事業の整備メニューのうち経営支援と併せて実施する場合にあっては、年標準額は100万円とする。分業体制の構築及び作業マニュアル作成を行う場合にあっては、分業体制の構築及び作業マニュアル作成に要する費用に10万円を助成の上限として、事業開始年度の助成額に加算できるものとする。）	事業費の3割以上の増減	1 事業実施主体又は事業実施期間の変更 2 事業の追加又は廃止	9月末日、12月末日
		2 地域協議会の設立及び体制整備	定額 （助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価（年標準額50万円）に交付対象の事業年数を乗じた額とする。）			

県 事業 番号	県事業名	補助等の対象となる取組	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書 の作成日
				経費の配分 の変更	事業の内容の 変更	
B 6	地域資源活用価値創出整備事業 (産業支援型)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産物の加工、流通、販売等のために必要な施設 2 本事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設 3 農林水産物以外の地域資源を活用した新事業・サービス提供等のために必要な施設 4 食品等の加工・販売のために必要な施設 	<p>定額（当該事業に要する経費の3/10以内）</p> <p>ただし、地域資源活用対策要領別記2-3の第3の3(1)のアからウに該当する事業については、定額（当該事業に要する経費の1/2以内）とする。</p> <p>（地域資源活用対策要領別記2-3の第3の3(2)のアからウの額のいずれか低い額とする。ただし、上限は1億円。また、地域資源活用対策要領別記2-3の第3の3(3)のアからウに掲げる要件を全て満たす場合、かつ、地域資源活用対策要領別記2-3の第3の3(3)に記載のある対象機械に限り、上限を2億円とする。）</p>	<p>事業費の3割以上の増減</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の名称変更 	12月末日

県 事業 番号	県事業名	補助等の対象となる取組	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書 の作成日
				経費の配分 の変更	事業の内容の 変更	
B 7	地域資源活用価値創出整備事業 (農泊推進型)	1 市町村・中核法人実施型	<p>当該事業に要する経費の1/2以内 (2か年の助成額の上限は2,500万円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつては、上限は当該各号に定める額を加えた金額とし、上限が5,000万円を超える場合の延べ床面積1㎡あたりの事業費の上限は29万円とする。</p> <p>地域資源活用対策要領別記4の第3の2の(1)のイの(セ)に掲げるaからeまでの条件を満たす場合(aからhまでの条件を満たす場合を除く)にあつては、2,500万円</p> <p>地域資源活用対策要領別記4の第3の2の(1)のイの(セ)に掲げるaからhまでの条件を満たす場合にあつては、7,500万円</p> <p>整備する施設が地域の防災計画等に位置付けられる又は指定避難所等として指定される場合であつて、地域資源活用対策要領別記4の別表1の対象地域の(1)から(12)までのいずれかを含む地域における取組である場合にあつては、200万円</p> <p>地域資源活用価値創出推進事業(農泊推進型)の1の(3)の実施に不可欠な施設を含め、複数施設を整備することとなる場合であつて、不可欠な施設及び不可欠な理由を地域資源活用対策要領別記4の別紙様式第2号8に明記する場合にあつては、1,500万円)</p>	<p>事業費の3割以上の増減</p>	<p>1 事業実施主体又は事業実施期間の変更</p> <p>2 事業の追加又は廃止</p>	12月末日

県事業番号	県事業名	補助等の対象となる取組	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
B 7	地域資源活用価値創出整備事業 (農泊推進型)	2 農家民泊経営者等実施型	当該事業に要する経費の1/2以内 (助成額の上限は5,000万円とし、農家民泊経営者等の1名当たりの助成額の上限は、1,000万円とする。ただし、整備する施設が地域の防災計画等に位置付けられる又は指定避難所等として指定される場合であって、地域資源活用対策要領別記4の別表1の対象地域の(1)から(12)までのいずれかを含む地域における取組である場合、助成額の上限は6,000万円とし、農家民泊経営者等の1名当たりの助成額の上限は1,200万円とする。)			

県 事業 番号	県事業名	補助等の対象となる取組	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書 の作成日
				経費の配分 の変更	事業の内容の 変更	
B 8	農福連携受入体制整備事業	1 農福連携型	当該事業に要する経費の1/2以内 (事業実施主体当たりの助成額の上限額は、整備メニューごとに次のとおりとする。 (1)簡易整備(比較的安価な設備投資による農林水産物生産施設及び附帯施設の整備)については、200万円とする。 (2)高度経営(収益性の高い複合的な経営形態の導入又は農林水産物の生産、加工、販売等を併せて行う農林水産物生産施設等の整備)については、1,000万円とする。 (3)経営支援(農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要となる農林水産物生産施設等の整備)については、2,000万円とする。ただし、以下の条件を全て満たす場合に限る。 また、当該事業は従前から農林水産物の生産に携わっている者であって、新たに農福連携に取り組む者を重点的に支援する。 (ア)事業実施計画において農福連携の取組を取り入れて、作業体系や作業工程の見直しを図るなどの経営改善を進めることが明示されていること。 (イ)事業実施計画において事業開始年度から目標年度までの各年度の取組に、農林水産業経営の発展のための経営分析を行うことが明示され、かつそのための費用を見込んでいること。 (ウ)農福連携のモデル的な取組として全国的な横展開に資するものであること。 (エ)事業実施計画において農福	事業費の3割以上の増減	1 事業実施主体又は事業実施期間の変更 2 事業の追加又は廃止	12月末日

県事業番号	県事業名	補助等の対象となる取組	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
B 8	農福連携受入体制整備事業		連携の取組に当たり地域の福祉団体等関係団体との連携が確実にすることが明示されていること。 (4)介護・機能維持(高齢者の介護、機能維持、機能改善等の介護福祉を目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備)については、400万円とする。)			

県事業番号	県事業名	補助等の対象となる経費及び事業メニュー	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書の作成日												
				経費の配分の変更	事業の内容の変更													
C 1	基盤整備促進事業	<p>1 工事費 市町村等が行う、地域資源活用対策要領別記3の別表2における事業メニュー番号、～の要件を満たす事業に要する次の経費及び土地改良区、その他知事が適当と認める者が行う事業に要する経費につき、市町村が交付するのに要する経費</p> <p>2 附帯事務費</p>	<p>1 工事費 交付金は定額(別紙の事業メニュー欄に掲げる事業にあってはそれぞれ同表に掲げる交付額算定交付率以内)とし、県費は定率(別紙の事業メニュー欄に掲げる事業にあってはそれぞれ同表に掲げる交付額算定交付率以内)とする。</p> <p>2 附帯事務費 定額(当該事業に要する経費の1/2以内)</p>	事業費の3割以上の増減	事業地区ごとの事業メニューの新設又は廃止	12月末日												
		<table border="1"> <tr> <td>基盤整備</td> <td>農業用排水施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>暗さよ排水</td> </tr> <tr> <td></td> <td>客土</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区画整理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地造成</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農用地保全</td> </tr> </table>	基盤整備	農業用排水施設		暗さよ排水		客土		区画整理		農地造成		農用地保全				
基盤整備	農業用排水施設																	
	暗さよ排水																	
	客土																	
	区画整理																	
	農地造成																	
	農用地保全																	

県 事業 番号	県事業名	補助等の対象となる経費及び事業メニュー	交付額算定交付率	重 要 な 変 更		状況報告書 の作成日	
				経費の配分 の変更	事業の内容 の変更		
D 1	農業・農村振興 整備事業	<p>1 事業費 市町村等が行う、地域資源活用対策要領別記3の別表2における事業メニュー番号⑫～⑳、㉒～㉔、㉖、㉗の要件を満たす事業に要する経費及び事業メニュー毎に定められた事業実施主体が計画に基づいて行う事業に要する経費につき、市町村が交付するのに要する経費</p> <p>2 農山漁村活性化施設整備附帯事業 1の事業と一体的に行う、効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる企画、調整及び調査活動並びに実践知識及び技術の習得活動等に必要なる事務</p> <p>3 市町村附帯事務費 市町村が行う1の事業に係る事務であって、事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</p>	<p>1 事業費 交付金は定額（別紙の事業メニュー欄に掲げる事業にあってはそれぞれ同表に掲げる交付額算定交付率以内）とし、県費は定率（別紙の事業メニュー欄に掲げる事業にあってはそれぞれ同表に掲げる交付額算定交付率以内）とする。</p> <p>2 施設整備附帯事業 定額（当該事業に要する経費の1/2以内）</p> <p>3 市町村附帯事務費 定額（当該事業に要する経費の1/2以内）</p>	<p>1 事業費 から市町村附帯事務費への経費の流用</p> <p>2 異なる事業への経費流用</p>	<p>経費の欄に係る次の変更</p> <p>1 事業メニューの新設又は廃止</p> <p>2 事業メニューに係る施行箇所又は設置場所の変更</p>	12月末日	
		基盤整備					<p>林道・作業道 うち要件類別1の第1</p>
		生産機械施設					<p>高生産性農業用機械施設 うち要件類別1の第1</p> <p>農業経営改善安定機械施設 うち要件類別1の第1</p> <p>林業機械施設 うち要件類別1の第1</p> <p>特用林産物生産施設 うち要件類別1の第1</p>
		処理加工・集出荷貯蔵施設					<p>農林水産物処理加工施設 うち要件類別1の第1</p> <p>農林水産物集出荷貯蔵施設 うち要件類別1の第1</p>
		新規就業者等技術習得管理施設					<p>新規就業者等技術習得管理施設 うち要件類別1の第1</p>

県事業番号	県事業名	補助等の対象となる経費及び事業メニュー	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
D 1	農業・農村振興整備事業	簡易給排水施設	簡易給排水施設 うち要件類別 1 の第 1			
		農山漁村定住促進施設	②② 農山漁村定住促進施設 うち要件類別 1 の第 1			
		地域資源活用総合交流促進施設	②③ 都市農山漁村総合交流促進施設 うち要件類別 2 の第 1 ②④ 廃校・廃屋等改修交流施設 うち要件類別 1 の第 1、要件 類別 2 の第 2 ②⑤ 地域資源活用交流促進施設 うち要件類別 2 の第 1 ②⑥ 地域連携販売力強化施設 うち要件類別 1 の第 1、要件 類別 2 の第 1			
		農林漁業・農山漁村体験施設	②⑦ 農林漁業・農山漁村体験施設 うち要件類別 1、要件類別 2 の第 1			
		自然環境等活用交流学習施設	②⑧ 自然環境保全・活用交流施設 うち要件類別 2 の第 1 ②⑨ 宿泊体験活動受入拠点施設 うち要件類別 2 の第 1 ③⑩ 教養文化・知識習得施設 うち要件類別 2 の第 1			
		地域資源活用起業支援施設	③① 地域資源活用起業支援施設 うち要件類別 1 の第 1			
		地域資源循環活用施設	③② リサイクル施設 うち要件類別 1 の第 1 ③③ 自然・資源活用施設 うち要件類別 1 の第 1、要件 類別 2 の第 1			
		地域住民活動支援促進施設	③④ 高齢者・女性等地域住民活動・ 生活支援促進機械施設 うち要件類別 1 の第 1、要件 類別 2 の第 1			
		農地等補完保全整備	③⑥ 産地振興追加保管整備 うち要件類別 1 の第 1 ③⑦ 小規模農林地等保全整備 うち要件類別 1 の第 1 の表 中③⑦の(1)			

県 事業 番号	県事業名	補助等の対象となる経費及び事業メニュー	交付額算定交付 率	重 要 な 変 更		状況報告書 の作成日																					
				経費の配分 の変更	事業の内容 の変更																						
D 2	里地棚田保全整備事業	<p>1 工事費 市町村等が行う、地域資源活用対策要領別記3の別表2における事業メニュー番号⑩、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖の要件を満たす事業に要する次の経費並びに土地改良区、その他知事が適当と認める者が行う同経費につき市町村が交付するのに要する経費</p> <p>2 附帯事務費</p> <table border="1"> <tr> <td>基盤整備</td> <td></td> <td>農業集落道</td> </tr> <tr> <td>簡易給排水施設等</td> <td>㉑</td> <td>飲雑用水・防災安全施設</td> </tr> <tr> <td>農林漁業・農山漁村体験施設</td> <td>㉒</td> <td>農林漁業・農山漁村体験施設</td> </tr> <tr> <td>自然環境等活用交流学习施設</td> <td>㉓</td> <td>自然環境保全・活用交流施設</td> </tr> <tr> <td>農地等補完保全整備</td> <td>㉔</td> <td>小規模農林地等保全整備 (1) 農地の簡易な整備 (2) 土地改良施設の整備 (3) 跡地の整地 (4) 土地改良施設保全整備 (5) 農地保全整備</td> </tr> <tr> <td>景観・生態系保全整備</td> <td>㉕</td> <td>景観・生態系保全整備</td> </tr> <tr> <td>指定棚田地域保全整備</td> <td>㉖</td> <td>指定棚田地域保全整備</td> </tr> </table>	基盤整備		農業集落道	簡易給排水施設等	㉑	飲雑用水・防災安全施設	農林漁業・農山漁村体験施設	㉒	農林漁業・農山漁村体験施設	自然環境等活用交流学习施設	㉓	自然環境保全・活用交流施設	農地等補完保全整備	㉔	小規模農林地等保全整備 (1) 農地の簡易な整備 (2) 土地改良施設の整備 (3) 跡地の整地 (4) 土地改良施設保全整備 (5) 農地保全整備	景観・生態系保全整備	㉕	景観・生態系保全整備	指定棚田地域保全整備	㉖	指定棚田地域保全整備	<p>1 工事費 交付金は定額（別紙の事業メニュー欄に掲げる事業にあってはそれぞれ同表に掲げる交付額算定交付率以内）とし、県費相当額は定率（事業メニュー欄に掲げる事業にあってはそれぞれ同表に掲げる交付額算定交付率以内）とする。</p> <p>2 附帯事務費 定額（当該事業に要する経費の1/2以内）</p>	<p>事業費の3割以上の増減</p>	<p>事業実施主体の名称の変更</p>	12月末日
基盤整備		農業集落道																									
簡易給排水施設等	㉑	飲雑用水・防災安全施設																									
農林漁業・農山漁村体験施設	㉒	農林漁業・農山漁村体験施設																									
自然環境等活用交流学习施設	㉓	自然環境保全・活用交流施設																									
農地等補完保全整備	㉔	小規模農林地等保全整備 (1) 農地の簡易な整備 (2) 土地改良施設の整備 (3) 跡地の整地 (4) 土地改良施設保全整備 (5) 農地保全整備																									
景観・生態系保全整備	㉕	景観・生態系保全整備																									
指定棚田地域保全整備	㉖	指定棚田地域保全整備																									

県事業番号	県事業名	補助等の対象となる経費及び事業メニュー	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
E 1	水産業振興等施設整備交付金	<p>1 事業費 市町村等が行う、地域資源活用対策要領別記3の別表2における事業メニュー番号⑳、㉑、㉒～㉘、㉙～㉛及び㉜の要件を満たす事業に要する経費及び水産業協同組合等知事が適当と認める者が行う同経費につき市町村が交付するのに要する経費</p> <p>2 農山漁村活性化施設整備附带事業 1の事業と一体的に行う、効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる企画、調整及び調査活動並びに実践知識及び技術の習得活動等に必要なる事務</p> <p>3 市町村附带事務費 市町村が行う1の事業に係る事務であって、事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</p>	<p>1 事業費 定額(1/2以内)</p> <p>2 施設整備附带事業 定額(当該事業に要する経費の1/2以内)</p> <p>3 市町村附带事務費 定額(当該事業に要する経費の1/2以内)</p>	<p>1 事業費から市町村附带事務費への経費の流用</p> <p>2 異なる事業への経費流用</p>	<p>経費の欄に係る次の変更</p> <p>1 事業種類の新設又は廃止</p> <p>2 事業種類に係る施行箇所又は設置場所の変更</p>	12月末日
	創意工夫発揮事業			一体となって実施する上記事業と同じ	一体となって実施する上記事業と同じ	一体となって実施する上記事業と同じ

県 事業 番号	県事業名	補助等の対象となる取組	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書 の作成日
				経費の配分 の変更	事業の内容の 変更	
F 1	能登半島地震農 山漁村活性化施 設復旧等事業	<p>1 農山漁村活性化施設の運用に基づく以下の取組。</p> <p>(1) 農山漁村活性化施設の運用の別紙に記載のある対象事業を過去に活用し、令和6年能登半島地震により被災した施設の整備(原則、原形への復旧をいい、原形への復旧が著しく困難又は不適當な場合にあつては、原形への復旧に代わる改修及び整備をいう。)であつて、一箇所又は一施設の工事費が40万円以上のものに限る。</p> <p>(2) 農山漁村活性化施設の運用の別紙に記載のある対象事業を過去に活用し、令和6年能登半島地震により被災した施設のうち、地域の身近な公共施設として日頃から地域の集会施設として活用され、また災害時等の避難場所として活用されるなど、人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設の整備、補強等。</p>	定額(1/2以内)	事業費の 3割以上の 増減	事業実施 主体の名称 の変更	12月末日

4 都市農業機能発揮対策

県事業番号	県事業名	事業	事業メニュー	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書の作成日	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更		
G 1	農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）	都市農業共生推進等地域支援事業	1 地域支援型	<p>ア 都市住民と共生する農業経営への支援</p> <p>（ア）都市住民と共生する農業経営への支援策等の検討及び地域住民等が享受している都市農業の機能についての理解醸成</p> <p>（イ）都市農地の周辺環境対策等に必要となる以下に掲げる簡易な施設等の整備</p> <p>農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設</p> <p>農作業体験のための附帯施設</p> <p>その他当該農地の利用に必要な施設</p>	<p>定額</p> <p>（各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり250万円とする。このうち1の（1）のアの（イ）に取り組む場合の（イ）の事業に対する助成額の上限は150万円又は1の（1）のアの（ア）の事業に対する助成額の3/2を超えない額のいずれか低い額とする。</p> <p>1の（1）のイの事業の各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり100万円とする。）</p>	<p>事業費の3割以上の増減</p>	<p>1 事業実施主体の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p>	12月末日
			イ 情報発信活動に関する支援	<p>（2）防災協力農地の機能の強化</p> <p>ア 防災協力農地が持つ防災機能の維持又は強化及び都市住民等への周知</p> <p>イ 防災協力農地に指定された都市農地及び附帯する農業関連施設の維持管理等の活動並びに都市農地の防災機能を強化す</p>				

県 事業 番号	県事業名	事業	事業メニュー	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告 書の作成 日		
					経費の配分 の変更	事業の内容 の変更			
G 1			るために必要な簡易な施設整備						
			2 モデル支援 型 (1)都市農業における有機農業等の普及 (2)都市における農村ファンの拡大					ア 都市住民と共生する農業経営への支援 (ア)都市住民と共生する農業経営への支援策等の検討及び地域住民等が享受している都市農業の機能についての理解醸成 (イ)都市農地の周辺環境対策等に必要となる以下に掲げる簡易な施設等の整備 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設 農作業体験のための附帯施設 その他当該農地の利用に必要な施設	定額 (各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり700万円とする。このうち、2の(1)及び(2)のアの(イ)に取り組む場合の1地域当たりの助成額の上限は、150万円又は2の(1)及び(2)のアの(ア)の事業に対する助成額の3/2を超えない額のいずれか低い額とする。)
								イ 情報発信活動に関する支援	
		(3)都市部における防災機能の強化	ア 防災協力農地が持つ防災機能の維持又は強化及び都市住民等への周知 イ 防災協力農地に指定された都市農地及び附帯する農業関連施設の維持管理等の	定額 (各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり700万円とする。このうち、2の(3)のイに取り組む場合の1地域当たりの助成額の上限は、50万円又は本事業に要する総事業費の1/2の額のいずれか					

県事業番号	県事業名	事業	事業メニュー	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告書の作成日	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更		
G 1				活動並びに都市農地の防災機能を強化するために必要な簡易な施設整備	低い額とする。)			
			(4) その他	都市農業の振興を図る上で農村振興局長が特に必要と認める取組を実施する場合は、都市農業機能対策要領別表第1の2の(2)のAからUまでのそれぞれの活動等に準じて支援する。	2の(4)を実施する場合は、2の(1)から(3)までのそれぞれの活動等に準じた交付率とする。			
			3 都市農地創設支援型	ア 都市農地を創設するための取組	定額 (各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり600万円とする。このうち、3の(1)のイに取り組む場合の助成額の上限は、150万円又は3の(1)のAの事業に対する助成額の3/2を超えない額のいずれか低い額とする。)			
			(1)宅地等の農地転換による都市農地の創設を支援する取組	イ アにより創設した都市農地の周辺環境対策等に必要となる以下に掲げる簡易な施設等の整備 (ア)農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止し、又は低減するための施設 (イ)農作業体験のための附帯施設その他当該都市農地の利用に必要な施設				
		(2)宅地等の空き地を活用した農的空間の創出を支援する取組	ア 農的空間を創出するための取組 イ アにより創出した農的空間の周辺環境対策等に必要となる以下に掲げる簡易な施設等の整備	定額 (各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり600万円とする。このうち、3の(2)のイに取り組む場合の助成額の上限は、150万円又は3の(2)のAの事業に対する				

県 事業 番号	県事業名	事業	事業メニュー	交付額算定交付率	重要な変更		状況報告 書の作成 日
					経費の配分 の変更	事業の内容 の変更	
G 1			(ア) 農薬飛散、臭気、騒音、土ほこり及び土砂流出を防止し、又は低減するための施設 (イ) 農作業体験のための附帯施設その他当該都市農地の利用に必要な施設	助成額の3/2を超えない額のいずれか低い額とする。)			
			(3)三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地制度の導入を支援する取組 ア 三大都市圏の特定市以外の市町村が生産緑地地区を定めるための支援 イ 生産緑地地区内の農地又は事業実施期間内に生産緑地地区が定められ、当該生産緑地地区の区域に含まれることが確実な農地の周辺環境対策等に必要となる以下に掲げる簡易な施設等の整備 (ア) 農薬飛散、臭気、騒音、土ほこり及び土砂流出を防止し、又は低減するための施設 (イ) 農作業体験のための附帯施設その他当該都市農地の利用に必要な施設	定額 (各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり600万円とする。このうち、3の(3)のイに取り組む場合の助成額の上限は、150万円又は3の(3)のアの事業に対する助成額の3/2を超えない額のいずれか低い額とする。)			

事業メニュー	交付額算定交付率	
	国交付金分	県費分
里地棚田保全整備事業		
1 一般地域（県土保全型以外の地域）		
農業集落道	5.5 / 1.0	1 / 1.0
⑳ 飲雑用水・防災安全施設	5.5 / 1.0	1 / 1.0
㉗ 農林漁業・農山漁村体験施設	5.5 / 1.0	1 / 1.0
㉘ 自然環境保全・活用交流施設	5.5 / 1.0	1 / 1.0
㉟ 小規模農林地等保全整備	5.5 / 1.0	2 / 1.0
(1) 農地の整備		
(2) 土地改良施設の整備		
(3) 跡地の整備		
(4) 土地改良施設保全整備		
(5) 農地保全整備		
㉟ 景観・生態系保全整備	5.5 / 1.0	1 / 1.0
㊱ 指定棚田地域保全整備	5.5 / 1.0	2 / 1.0
2 県土保全型（地すべり指定地域）		
農業集落道	5.5 / 1.0	1.25 / 1.0
⑳ 飲雑用水・防災安全施設	5.5 / 1.0	1.25 / 1.0
㉗ 農林漁業・農山漁村体験施設	5.5 / 1.0	1.25 / 1.0
㉘ 自然環境保全・活用交流施設	5.5 / 1.0	1.25 / 1.0
㉟ 小規模農林地等保全整備		
(1) 農地の整備	5.5 / 1.0	2.25 / 1.0
(2) 土地改良施設の整備	5.5 / 1.0	2.25 / 1.0
(3) 跡地の整備	5.5 / 1.0	2.25 / 1.0
(4) 土地改良施設保全整備	5.5 / 1.0	1.25 / 1.0
(5) 農地保全整備	5.5 / 1.0	1.25 / 1.0
㉟ 景観・生態系保全整備	5.5 / 1.0	1.25 / 1.0
㊱ 指定棚田地域保全整備	5.5 / 1.0	2.25 / 1.0

- 1 「振興山村」：山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
「半島」：半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域
「特定農山村」：特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
「過疎」：過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる地域を含む）
「特豪」：豪雪地帯特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
「急傾斜」：受益地内の平均斜度が15度以上の急傾斜畑地帯

- 2 事業実施主体が市町村の場合は県費交付の対象としない。また、事業実施主体が、地域資源活用対策要領別記3第1の2の(5)「計画主体が指定した者」の場合は、要件類別にかかわらず県費交付の対象としない。

別記第 1 号様式（交付金交付申請書）

各事業共通別記第 1 号様式

- ・ 同様式の別表（納税対応状況表）
- ・ 同様式の付（物件を担保に供する場合の内訳書）

別記第 1 号様式の別紙（事業別様式）

A	1	中山間地農業推進対策	36
A	2	最適土地利用総合対策	38
B	1	地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）活動計画策定事業	40
B	2	地域資源活用・地域連携推進支援事業	42
B	3	地域資源活用・地域連携市町村戦略策定事業	44
B	4	地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）	46
B	5	農福連携支援事業	48
B	6	地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）	50
B	7	地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）	58
B	8	農福連携受入環境整備事業	60
C	1	基盤整備促進事業	62
D	1	農業・農村振興整備事業	65
D	2	里地棚田保全整備事業	62
E	1	水産業振興等施設整備交付金	69
G	1	都市農業機能発揮対策	74

別紙 1（地区別事業内容及び配分表）

別記第1号様式（各事業共通）
（地域振興局長 経由）

令和 年度 新潟県農山漁村振興交付金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

住所
団体名
代表者氏名

令和 年度において別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて交付金 円の交付を申請します。

- （注）1 別記第1号様式の別紙及び別表（納税対応状況表）、別紙1（地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）のみ）を添付すること。
- 2 補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合には、「別記第1号様式の付」を添付すること。
- 3 市町村が行う交付申請については、住所を省略することができる。（以下、他の様式において同じ。）

別記第1号様式の別表（納税対応状況表）

事業実施主体における消費税の納税対応状況確認表

市町村名

事業実施主体名	予定の納税対応（納税対応の実績）			確認	消費税等仕入控除税額		
	1 課税仕入れなし				該当なし		
	2 市町村の一般会計						
	3 免税事業者						
	納税義務者	(1) 簡易課税制度採用者					
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超					
		(3) 一般の事業者又は公共法人等で特定収入割合が5%以下	ア 課税売上割合が95%未満	(ア) 一括比例配分方式			含む
				(イ) 個別対応方式	a 共通用		
					b 非課税売上げ用		該当なし
			c 課税売上げ用		あり		
	イ 課税売上げ割合が95%以上						
事業主体が異なるごとに上記を繰り返して記述する。							

- (注) 1 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。
- 2 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3（1）に掲げる法人又はみなし法人（2）をいう。
- 1 消費税法別表第3に掲げる法人（抜粋）
財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合
 - 2 みなし法人
人格のない社団等のことで、法人でない社団（3）又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
 - 3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。
- 3 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。

別記第1号様式の付（物件を担保に供する場合の内訳書）

事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度資金から融資を受けるために、物件を担保に供する場合の内訳書

- 1 交付金名
農山漁村振興交付金（県事業名）
- 2 理由
- 3 担保施設の概要
 - （1）事業及び事業メニュー
 - （2）施設名
 - （3）担保対象物件（名称、構造、規模、数量等）
 - （4）所在地（設置場所）
 - （5）耐用年数
 - （6）取得予定年月日
 - （7）担保契約の名称及び締結予定年月日
 - （8）総事業費と負担区分
- 3 借入れの概要
 - （1）借入先（金融機関名）
 - （2）資金区分（制度融資の名称）
 - （3）融資金額
 - （4）融資期間及び償還年数
 - （5）債務保証
- 4 その他参考となる事項
担保対象物件を明示した位置図、配置図、平面図、立面図

別記第1号様式の別紙（A1 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策））

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は事業に要した経費)	負 担 区 分				備 考
		国庫交付金	県費	市町村費	その他	
農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策) (うち、中山間地農業ルネッサンス推進事業) (うち、農村型地域運営組織形成推進事業)	円	円	円	円	円	
合 計						

備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 県費					
3 市町村費					
4 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策) (うち、中山間地農業ルネッサンス推進事業) (うち、農村型地域運営組織形成推進事業)	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約
- (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
- (3) 収支予算 (又は直近の収支決算)
地方公共団体が事業主体の場合は (2) (3) の添付は不要
- (4) 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し
- (5) 領収書等の写し
- (6) 処分の制限を受ける財産の取得があった場合は、別記様式第 8 号の財産管理台帳
(4) (5) (6) は実績報告書の場合に限る

- (注) 1 実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
2 実績報告書の場合は、申請時以降変更のない添付書類は省略できる。

別記第1号様式の別紙（A2 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策））

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は事業に要した経費)	負 担 区 分				備 考
		国庫交付金	県費	市町村費	その他	
農山漁村振興交付金 (最適土地利用総合対策)	円	円	円	円	円	
1 最適土地利用総合事業						
(1)最適土地利用推進事業						
(2)最適土地利用整備事業						
2 荒廃農地再生支援事業						
(1)荒廃農地再生事業						
(2)再生推進事業						
3 最適土地利用推進サポート事業						
(1)最適土地利用推進サポート事業						
合 計						

備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 県費					
3 市町村費					
4 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農山漁村振興交付金 (最適土地利用総合対策)	円	円	円	円	
1 最適土地利用総合事業					
(1)最適土地利用推進事業					
(2)最適土地利用整備事業					
2 荒廃農地再生支援事業					
(1)荒廃農地再生事業					
(2)再生推進事業					
3 最適土地利用推進サポート事業					
(1)最適土地利用推進サポート事業					
合 計					

6 添付書類

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約
- (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
- (3) 収支予算(又は直近の収支決算)
地方公共団体が事業主体の場合は(2)(3)の添付は不要
- (4) 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し
- (5) 領収書等の写し(実績報告書の場合に限る)
- (6) 処分の制限を受ける財産の取得があった場合は、別記様式第 8 号の財産管理台帳
(4)(5)(6)は実績報告書の場合に限る

- (注) 1 実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 実績報告書の場合は、申請時以降変更のない添付書類は省略できる。

別記第1号様式の別紙（B1 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出事業（地域活性化型）活動計画策定事業））

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は事業に要した経費)	負 担 区 分				備考
		国庫交付金	県費	市町村費	その他	
農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出事業(地域活性化型)活動計画策定事業)	円	円	円	円	円	
合 計						

備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 県費					
3 市町村費					
4 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出事業(地域活性化型)活動計画策定事業)	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約
- (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
- (3) 収支予算(又は直近の収支決算)
- (4) 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し
- (5) 領収書等の写し
- (6) 処分の制限を受ける財産の取得があった場合は、別記第 8 号様式の財産管理台帳
(4) (5) (6) は実績報告書の場合に限る

- (注) 1 実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
2 実績報告書の場合は、申請時以降変更のない添付書類は省略できる。

別記第1号様式の別紙(B2農山漁村振興交付金(地域資源活用・地域連携推進支援事業))

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画(又は実績)

3 経費の配分及び負担区分

区分	事業概要	総事業費 A+B+C+D	負担区分				備考
			国費 A	県費 B	市町村費 C	その他 D	
農山漁村振興交付金 (地域資源活用・地域連携推進支援事業)		円	円	円	円	円	
合計							

(注) 1 「事業概要」の欄は、国実施要領別記2-1の別表1の事項に掲げられた1から5までの事業名のほか、事業内容(取組事項)及び取組の概略を記入すること。

2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。

3 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額 円 うち国費 円」を記入し、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

4 事業完了予定(完了)年月日
令和 年 月 日

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 費 県 費 市町村費 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
農山漁村振興交付金 (地域資源活用・地域連携推進支援事業)	円	円	円	円	注)間接補助金の交付完了 年 月 日
合 計					

注)間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際、備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

6 添付資料

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約
- (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
- (3) 収支予算(又は直近の収支決算)
地方公共団体が事業主体の場合は(1)(2)(3)の添付は不要
- (4) 市町村の本交付金の交付に関する規程又は要綱
- (5) 支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し
- (6) 領収書等の写し
- (7) 処分の制限を受ける財産の取得があった場合は、別記第8号様式の財産管理台帳
(5)(6)(7)は実績報告の場合に限る

- (注) 1 実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成する
2 実績報告書の場合は、申請時以降変更のない添付書類は省略できる

別記第1号様式の別紙(B 3 農山漁村振興交付金(地域資源活用・地域連携市町村戦略策定事業))

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画(実績)

3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は事業に要した経費)	負 担 区 分				備考
		国庫交付金	県費	市町村費	その他	
農山漁村振興交付金 (地域資源活用・地域連携 市町村戦略策定事業)	円	円	円	円	円	
合 計						

備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了(予定)年月日 令和 年 月 日

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 県費					
3 市町村費					
4 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農山漁村振興交付金 (地域資源活用・地域連携 市町村戦略策定事業)	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 市町村の本交付金の交付に関する規程又は要綱
- (2) 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し
- (3) 領収書等の写し
- (4) 処分の制限を受ける財産の取得があった場合は、別記第 8 号様式の財産管理台帳
(2) (3) (4) は実績報告書の場合に限る

- (注) 1 実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
2 実績報告書の場合は、申請時以降変更のない添付書類は省略できる。

別記第1号様式の別紙(B 4 農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出推進事業(農泊推進型)))

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画(実績)

3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は事業に要した経費)	負 担 区 分				備考
		国庫交付金	県費	市町村費	その他	
農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出推進事業(農泊推進型))	円	円	円	円	円	
1 農泊推進事業 (1) 農泊地域創出タイプ (2) 農泊地域経営強化タイプ (3) インバウンド食関連消費拡大タイプ						
2 人材活用事業 (1) 研修生タイプ (2) 専門家タイプ						
3 農家民宿転換促進費						
合 計						

備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了(予定)年月日 令和 年 月 日

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	

2 県費					
3 市町村費					
4 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出推進事業(農泊推進型))	円	円	円	円	
1 農泊推進事業					
(1) 農泊地域創出タイプ					
(2) 農泊地域経営強化タイプ					
(3) インバウンド食関連消費拡大タイプ					
2 人材活用事業					
(1) 研修生タイプ					
(2) 専門家タイプ					
3 農家民宿転換促進費					
合 計					

6 添付書類

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約
- (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
- (3) 収支予算(又は直近の収支決算)
- (4) 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し
- (5) 領収書等の写し
- (6) 処分の制限を受ける財産の取得があった場合は、別記第8号様式の財産管理台帳
(4)(5)(6)は実績報告書の場合に限る

- (注) 1 実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
2 実績報告書の場合は、申請時以降変更のない添付書類は省略できる。

別記第1号様式の別紙（B5 農山漁村振興交付金（農福連携支援事業））

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は事業に要した経費)	負 担 区 分				備考
		国庫交付金	県費	市町村費	その他	
農山漁村振興交付金 (農福連携支援事業)	円	円	円	円	円	
1 農福連携の取組						
2 地域協議会の設立及び 体制整備						
合 計						

備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 県費					
3 市町村費					
4 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農山漁村振興交付金 (農福連携支援事業)	円	円	円	円	
1 農福連携の取組					
2 地域協議会の設立及び 体制整備					
合 計					

6 添付書類

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約
- (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
- (3) 収支予算 (又は直近の収支決算)
- (4) 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し
- (5) 領収書等の写し
- (6) 処分の制限を受ける財産の取得があった場合は、別記第 8 号様式の財産管理台帳
(4) (5) (6) は実績報告書の場合に限る

- (注) 1 実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
2 実績報告書の場合は、申請時以降変更のない添付書類は省略できる。

別記第1号様式の別紙(B-6) (地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型))

総括表(計画・実績)

(新潟県 市町村 年度)

(目) 農山漁村振興交付金

(単位:円)

分野	交付率		事業費				附帯事務費		総計		備考	
	国費	県費		国費	県費	市町村費	その他	国費	市町村費	国費		
産業支援型												
計												

交付率ごとに区分して記入すること。

事業内容等

事業の目的

事業の内容及び計画(又は実績)

注) 様式は別添のとおりとする。

別記第1号様式の別添 (B-6) (地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型))

事業の目的

--

事業の内容及び計画(又は実績)

1 対象となる事業の内容等

(1)事業費 別記第1号様式の別紙(B-6)(地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型))の別紙のとおり

(別紙様式)事業を行うに当たって金融機関から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容					
	事業主体名	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額(円)	償還年数	その他

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象事業費	負担区分				備考
		国費	県費	市町村費	その他	
	円	円		円	円	
合計						

(注) 1 事業内容欄は、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

2 事務費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A) = (B)+(C)+(D) + (E)+(F)	事業に要する 経費(又は要した経費) (C)+(D)+(F)	負担区分					備考
			自己資金 (B)	地方公共団体等による助成金			交付金 (F)	
				うち貸付金等	県費 (C)	市町村費 (D)		
地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)	円	円	円	円	円	円	円	
ア 事業費								
イ 附帯事務費								
合計								

事業完了予定(完了)年月日
令和 年 月 日

収支予算(又は精算)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 費	円	円	円	円	
県 費					
市町村費					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)	円	円	円	円	
ア 事業費					
イ 事業費補助					注)間接補助金の交付完了 年 月 日
合 計					

注1) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際、備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

注2) 事業費欄は、交付申請者が事業実施主体の場合に記載し、市町村が事業実施主体に交付する場合は事業費補助欄に記入すること。

添付書類

市町村の本交付金の交付に関する規程又は要綱

国実施要領別記2 - 3の第3の2に規定する資金の貸付等を行う貸付機関から事業実施主体へ貸付けが行われることを当該貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に
行われることを証明する書類

[実績報告の際は、 財産管理台帳の写し、 事業実績内訳書を添付すること。]

別記第1号様式の別紙(B-6) (地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)の別紙 事業計画(又は実績))

市町村名 ・地区名	事業の内容					工期		経費の配分							備考	
	事業実施 主体名	農林漁業 者の戸数 等	交付対象	施工箇所 又は設置 場所	事業量 (構造、規格、能力、棟 数、台数等)	着工予定 (又は着工 年月日)	しゅん工予定 (又はしゅん工 年月日)	総事業費 (A)=(B)+(C)+(D) + (E)+(F)	事業に要す る経費(又は 要した経費) (C)+(D)+(E)	負担区分						交付金 (F)
										自己資金		地方公共団体等による助成金				
			工種又は 施設名						円	円	円	円	円	円	円	
市 地区	(農)〇〇 農産	戸	農林水産物 等の加工、流 通・販売等の ために必要 な施設	集出荷貯蔵 施設 品質向上物 流合理化施 設	市 丁目 鉄骨造り平屋建 1棟〇. m ² 電気・機械設備一式 色彩選別機 t/hr1基 保管設備 t				円	円	円	円	円	円	円	
					合計											

(添付資料) 1 工事雑費については、工事雑費内訳明細書を添付すること。

- (注) 1 交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること
2 農林漁業者の戸数等欄は、次の内容を記入すること。

(1) 応募団体が農林漁業者団体の場合

農林漁業者の戸数を記載(構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体にあっては、農林漁業関連事業に常時従事する者の雇用人数又は雇用目標人数を記載)

(2) 応募団体が中小企業の場合

農商工等連携促進法第2条第1項の該当条項を記載

3 「工種又は施設名」の欄については、国実施要領の内容を記入すること。

4 備考欄には、工種又は施設区分ごと、事業実施主体ごとに、交付率を記入するとともに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額 円 うち国交付金 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には「合計」の欄の「備考」の欄に合計額(「除税額 円うち国交付金 円」)を記入すること。

また、交付決定前届出を提出して着工した場合にあっては、備考欄に交付決定前着工届の番号・日付を記入するものとする。

あわせて、中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づく事業は、備考欄に「中山間地農業ルネッサンス事業連携地区、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条に規定する特定有人国境離島地域で実施される取組は、「特定有人国境離島地域」と記載する。

5 交付金事業を行うに当たって、交付金事業対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と「備考」欄に記入の上、事業を行うに当たって金融機関から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書を作成し、担保施設の範囲がわかる資料(図面等)を添付すること。

6 「工期」の欄には、交付申請書にあっては「着工予定年月日」「しゅん工予定年月日」(事業に着工している場合は、実際の着工年月日)を、実績報告書にあっては実際の着工及びしゅん工年月日を明記すること

工事雑費内訳明細書

メニュー名 (取組名)	事業主体名	工事雑費内訳			備考
		区分1	区分2	金額	
		報酬			
		賃金			
		共済費			
		需用費	消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 広告費 修繕費 食糧費		内訳 会議費 回数 回 人数 人 説明会 回数 回 人数 人
		役務費	通信運搬費 手数料 筆耕翻訳料 雑役務費		
		委託費			
		旅費			内訳 会議出席 回数 回 人数 人 指導 回数 回 人数 人
		使用料及び賃借料			
		備品購入費			
		公課費			
		代行施行管理料			
		合計			

注1 補助対象事業、事業主体、工種又は施設区分ごとに記入する。

注2 各事業の用途基準に応じて、適宜修正のうえ記載すること。

財 産 管 理 台 帳

事業実地主体名: _____

市町村・地区名		事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名		農山漁村振興交付金 ((目)農山漁村振興交付金)								
区分	事業の内容				工期		経費の配分(円)				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業主体	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	交付対象事 業費	負担区分				耐用 年数	処分期限 年月日	承認 年月日		処分の内容
								国費	県費	市町村費	その他					
	小計	/	/	/	/	/					/	/	/	/		
	小計	/	/	/	/	/					/	/	/	/		
	合計	/	/	/	/	/					/	/	/	/		

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 また、補助対象物件を担保に供し、融資を受ける旨交付申請とあわせて承認を受けている場合は、摘要欄に「担保提供」と「抵当権の設定権者の名称」を記入すること。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
 6 国補事業とあわせて、県の補助金により事業を実施している場合には、国補事業名の下段に県事業名を記入すること。
 7 財産管理台帳は、処分制限期間を経過しない場合において、事業計画書やその他関係書類とあわせて整備・保管すること。

事業実績内訳明細書

事業種類: 地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)

交付先	施設等区分	交付先名	事業費 (A) = (B)+(C)+(D) + (E)+(F)	負担区分					備考	
				自己資金		地方公共団体等による助成金				交付金 (F)
				(B)	うち貸付金	県費 (C)	市町村費 (D)	その他 (E)		
計										
計										
合計										

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入する。
- 2 施設等区分の欄は、国実施要領の施設・機械等名を記入すること。
- 3 備考の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額 円 うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄に合計額(「除税額 円 うち国費 円」)を記入すること。
- 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

附帯事務費

区 分	事業に要する経費	交付額	都道府県費	市町村費	その他	備 考
1 市町村等附帯事務費 市 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 町 土地改良区	円	円	円	円	円	
合 計						

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
(ア) 市町村・中核法人実施型	円	円	円	円	
(イ) 農家民泊経営者等実施型					
合 計					

6 添付書類

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約
- (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
- (3) 収支予算（又は直近の収支決算）
地方公共団体が事業主体の場合は（2）（3）の添付は不要
- (4) 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し
- (5) 領収書等の写し
- (6) しゅん工報告書、出来高設計書、工事雑費内訳明細書等
- (7) 処分の制限を受ける財産の取得があった場合は、別記様式第8号の財産管理台帳
（4）（5）（6）（7）は実績報告書の場合に限る

- (注) 1 実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
2 実績報告書の場合は、申請時以降変更のない添付書類は省略できる。

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
農福連携型	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約
- (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
- (3) 収支予算(又は直近の収支決算)
地方公共団体が事業主体の場合は(2)(3)の添付は不要
- (4) 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し
- (5) 領収書等の写し
- (6) しゅん工報告書、出来高設計書、工事雑費内訳明細書等
- (7) 処分の制限を受ける財産の取得があった場合は、別記様式第8号の財産管理台帳
(4)(5)(6)(7)は実績報告書の場合に限る

- (注) 1 実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
2 実績報告書の場合は、申請時以降変更のない添付書類は省略できる。

経費の配分及び事業計画の概要

費目	事業メニュー	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国交付金	国交率	国交付金以外の財源			事業量		事業費
			円		円		円	円	%	県費	市町村費	土地改良区 その他		円	
															受益面積 ha
															～ 年月日
															施設の 予定管理者
計															

添付書類 1 事業の年度別実施計画

- 2 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和 44 年 5 月 24 日付け 44 農地 A 第 826 号農林事務次官通達）に係る返還対象事業にあっては、地区内における国交付金の振分け基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時にのみ添付すること。）

記載要領

- 1 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量設計費、用地費及び補償費、換地費及び工事雑費並びに事業主体事務費を記載すること。
- 2 事業メニュー欄には、交付要綱別表 2 の事業メニュー欄に掲げられている事業メニューを記載すること。
- 3 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 4 整備対策交付金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 5 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業完了後の予定管理者を記載すること。（交付決定前着工届を受理している場合は、交付決定前着工届の日付及び番号並びに工事の着手年月日と完了予定年月を記載すること。）
- 6 基盤整備促進事業のうち農用地等集団化事業にあっては、事業メニュー欄に換地計画費、集落整備地域換地設計費、経営体育成促進換地等調整費、交換分合計画費、交換分合附帯農道等整備費及び地形図作成費を記入する。この場合、交換分合計画費における交換分合計画においては、選択業務の種類及び第 1 年度、第 2 年度、第 3 年度の区分を記入し、備考欄に集団化率及び移動率を団体営農用地等集団化事業実施要領第 1 の 2 <参考> (1) 及び (2) に掲げる算式とともに記入すること。

なお、集団化率に代えて育成すべき経営体の経営規模拡大率による場合又は地区内の農用地のうち育成すべき経営体の農用地であって 50 アール以上の区画のほ場の占める割合による場合にあつては、団体営農用地等集団化事業実施要領第 1 の 2 <参考> (3) 及び (4) に掲げる算式とともに記入すること。

別記第1号様式の別紙
 (D1 農業・農村振興整備事業)

【事業地区名： 】

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の区分

(1) 経費の総括

区 分	総事業費 A+B+C+D	補助事業に要する 経費(補助事業に 要した経費) A+B+C	負 担 区 分				備 考
			国交付金 A	県費 B	市町村費 C	その他 D	
市町村附 帯事務費	円	円	円	円	円	円	
事業費							
計							

(2) 経費の配分

ア 市町村附帯事務費

区 分	補助事業に要する 経費(補助事業に 要した経費) A+B	負 担 区 分		積算の基礎
		国交付金 A	市町村費 B	
	円	円	円	
計				

イ 事業費

計画主体名		事業開始年度				工 期		経 費 の 配 分				備考		
要件類別番号	事業	事業内容			事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費 A+B+C+D 円	事業に要する経費 (事業に要した経費) A+B+C 円	負 担 区 分				
		事業メニュー (番号・名称)	事業実施 主体	施工箇所 又は設置 場所						国 費 A 円	県 費 B 円		市町村 費 C 円	その他 D 円
合 計														

- (注) 1 要件類別番号は「農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)実施要領」から記入し、事業、事業メニューは、「新潟県農山漁村振興交付金交付等要綱」の別表1に基づき記入すること。
- 2 一体的に行う施設整備付帯事業及び創意工夫発揮事業については、区分して記入すること。
- 3 工期欄には、交付申請書にあっては予定年月日を、実績報告書にあっては実際の年月日を記入すること。(交付決定前着工届を受理している場合は、その番号と日付、着工年月日を記載すること)
- 4 備考欄には、事業メニューごとの交付率を記入するとともに、事業メニューごと、事業実施主体ごとに消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 5 簡易排水施設については、一体的に整備される基幹的施設とは明確に区分して記入すること。
- 6 交付決定前着工届を提出している場合、備考欄に文書番号と日付を記載すること。

3 事業完了（又は予定）年月日

年 月 日

4 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
国交付金					
県 費					
市町村費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
市町村附帯事務費					
事 業 費					
合 計					

5 添付書類

- (1) 実施計画書について変更のあった場合は、当該変更実施設計書を、また、実績報告書の場合にあっては、別に定める書類（しゅん工報告書、出来高設計書等）及び財産管理台帳を添付すること。
- (2) 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領別記3の別表2（事業メニューごとの要件類別）に掲げる³⁷小規模農林地等保全整備（区画整理又は農用地造成改良に係るものに限る。）にあっては、地区内における交付金の振り分け基準を示す書面（別添1）を添付すること。
- (3) 工事雑費については、工事雑費内訳明細書を添付すること。

交付金の振り分け基準を示す書面

事業認定年度	市町村名 (地区名)	地区名	事業名	施工箇所名	事業主体名	全 体			当 該 年 度			地域別 10アール当たり交付金額				振り分けの基 準等
						受益面積	事業費	交付金	受益面積	事業費	交付金	図	区分	受益面積	交付金額	
						ha	円	円	ha	円	円			ha	円	

(記載要領)

- 1 事業名欄には、農山漁村振興交付金交付等要綱の別紙実施基準の該当する事業及び事業メニューを記入すること。
- 2 「地域別 10 アール当たり交付金額」は、振り分けの基準を異にする地域等の区分を振り分け区分図に示された対比番号又は当該区分名を、受益面積及び交付金額を記入すること。
- 3 「振り分け基準等」の欄は、面積割、田畑割、水量割等の別及び 10 アール当たり交付金額算定の方法等を記入すること。
- 4 振り分け基準を異にする地域を表示した図面（前記 2 の振り分け区分図）3部を実績報告書に添付すること。ただし、前年度以前に提出した図面と変更がない場合は添付を要しない。
- 5 変更があった場合は、変更前を（ ）書きにし、二段書きとする。（変更交付申請書、変更交付決定通知書）
- 6 2年以上に渡り継続された場合は、「当該年度」及び振り分け基準を同一とする地域にあつては、「地域別 10 アール当たり交付金額」欄に前年度までの累計額を（ ）書きにし、二段書きとする（交付申請書、実績報告書、確定通知書）

1 事業の目的

--

2 事業の内容及び計画(実績)

(別添1 事業計画(又は事業実績)のとおり)

3 経費の内容

事業区分	事業に要する経費 (又は事業に要した経費) 円	本年度 交付額 円	都道府県費 円	市町村費 円	その他 円	備 考
I 水産業振興等施設整備交付金						
1 簡易給排水施設等						
(1) 事業費 (定額(1/2以内))						
(2) 市町村附帯事務費 (定額(1/2以内))						
2 地域資源活用総合交流促進施設						
(1) 事業費 (定額(1/2以内))						
(2) 市町村附帯事務費 (定額(1/2以内))						
3 農林漁業・農山漁村体験施設						
(1) 事業費 (定額(1/2以内))						
(2) 市町村附帯事務費 (定額(1/2以内))						

事業区分	事業に要する経費 (又は事業に要した経費) 円	本年度 交付額 円	都道府県費 円	市町村費 円	その他 円	備考
4 自然環境等活用交流学習施設						
(1) 事業費 (定額(1/2以内))						
(2) 市町村附帯事務費 (定額(1/2以内))						
5 地域資源活用起業支援施設						
(1) 事業費 (定額(1/2以内))						
(2) 市町村附帯事務費 (定額(1/2以内))						
6 地域資源循環活用施設						
(1) 事業費 (定額(1/2以内))						
(2) 市町村附帯事務費 (定額(1/2以内))						
7 地域住民活動支援促進施設						
(1) 事業費 (定額(1/2以内))						
(2) 市町村附帯事務費 (定額(1/2以内))						
8 景観・生態系保全整備						
(1) 事業費 (定額(1/2以内))						
(2) 市町村附帯事務費 (定額(1/2以内))						
創意工夫発揮事業 (定額)						
合 計						

(注)備考欄には、事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額が無い場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記載すること。

4 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国交付金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国交付金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
合 計					

予算議決（又は予算議決予定）

（市町村）令和 年 月 日

5 事業の完了（予定）年月日

令和 年 月 日

6 添付書類

1) 市町村の交付金の交付規定又は要綱

別紙1 事業計画(実績)

ア 事業計画(実績)

(1)事業の内容

番号	事業区分	事業メニュー (番号・名称)	事業 実施地区	事業 実施主体	所在 市町村	事業の内容	事業量	工期	
								着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日
1									
2									
3									

(2)事業費 (単位:円)

番号	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	負担区分				交付率	備 考
		国庫 交付金 (A)	都道府 県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)		
1							
2							
3							
合計							

イ 市町村附帯事務費

事業実施指導実績

区 分	時 期	実施場所	主目的・内容	備 考
指導監督				
中間検査				
しゅん工検査				
その他				

ウ 都道府県附帯事務費

事業実施指導実績

区 分	時 期	実施場所	主目的・内容	備 考
指導監督				
中間検査				
しゅん工検査				
その他				

組 (2) 宅地等の 空閑地を活 用した農的 空間の創出 を支援する 取組 (3) 三大都市 圏の特定市 以外の市町 村における 生産緑地制 度の導入を 支援する取 組							
計							

4 事業完了(又は予定)年月日 年 月 日

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国交付金	円	円	円	円	
県 費					
市町村費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農山漁村振興交付金 (都市農業機能発揮 対策) 都市農業共生推進等 地域支援事業	円	円	円	円	
1 地域支援型					
(1) 都市住民と共 生する農業経営 の実現					
(2) 防災協力農地 の機能の強化					

2 モデル支援型 (1) 都市農業における有機農業等の普及 (2) 都市における農村ファンの拡大 (3) 都市部における防災機能の強化 (4) その他 3 都市農地創設支援型 (1) 宅地等の農地転換による都市農地の創設を支援する取組 (2) 宅地等の空地を活用した農的空間の創出を支援する取組 (3) 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地制度の導入を支援する取組					
合 計					

6 添付書類

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約
- (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
- (3) 収支予算（又は直近の収支決算）
地方公共団体が事業主体の場合は（2）（3）の添付は不要
- (4) 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し
- (5) 領収書等の写し
- (6) しゅん工報告書、出来高設計書、工事雑費内訳明細書等
- (7) 処分の制限を受ける財産の取得があった場合は、別記様式第8号の財産管理台帳
（4）（5）（6）（7）は実績報告書の場合に限る

- (注) 1 実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 実績報告書の場合は、申請時以降変更のない添付書類は省略できる。

別記第 1 号様式の 2 (変更交付申請書)

別記第1号様式の2
(地域振興局長 経由)

令和 年度 農山漁村振興交付金変更交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

住所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付金について、下記のとおり変更して事業を実施したいので、交付金 円を 円に変更交付されたく新潟県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容(別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。)

- (注) 1 変更事項ごとに変更後の計画を記載し(当初計画に変更のない項目は、当初計画を記載する)、その上段に変更に係る部分の当初計画を()書きで記載すること。
- 2 変更設計書(設計図面を含む。)は、原則として新たに作成することとし、設計説明書、事業費内訳書及び工事費内訳書(工事費明細書を除く。)に変更がある場合は、当該変更のある部分について、その上段に当初計画を()書きで記載すること。

別記第 2 号様式（事業計画変更承認申請書）

別記第2号様式
(地域振興局長 経由)

令和 年度新潟県農山漁村振興交付金事業計画変更承認申請書

番 年 月 日
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

住所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付金事業について、下記理由により変更承認を受けたく、新潟県農山漁村振興交付金交付要綱第9の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、これに伴う交付金 円の追加(減額)交付を併せて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容(別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。)

- (注) 1 変更事項ごとに変更後の計画を記載し(当初計画に変更のない項目は、当初計画を記載する。)、その上段に変更に係る部分の当初計画を()書きで記載すること。
- 2 変更設計書(設計図面を含む。)は、原則として新たに作成することとし、設計説明書、事業費内訳書及び工事費内訳書(工事費明細書を除く。)に変更がある場合は、当該変更のある部分について、その上段に当初計画を()書きで記載すること。
- 3 交付金の追加(減額)交付を必要としない場合は、「なお書き」を削除すること。

別記第3号様式（事業中止（廃止）承認申請書）

別記第3号様式
 (地域振興局長 経由)

令和 年度新潟県農山漁村振興交付金事業中止(廃止)承認申請書

番 号
 年 月 日

新潟県知事 様

住所
 団体名
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記交付金事業について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認を受けたく、新潟県農山漁村振興交付金交付要綱第11の規定により申請します。

記

1 事業中止(廃止)の理由

2 事業中止(廃止)しようとする以前の遂行状況

(1) 事業

(2) 経費

ア 経費の支出状況

交付決定額	月 日現在 支出済額		残 額		支出予定額		中止(廃止)に伴う不用額		備考
	交付金事業に要した経費	交付金の額	交付金事業に要する経費	交付金の額	交付金事業に要する経費	交付金の額	交付金事業に要する経費	交付金の額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	

イ 支出額及び支出予定額の明細

経費の配分	左の内訳費目	交付金事業に要する経費	交付金の額	交付金事業に要する経費の支出基礎 (名称・数量・単価等)
		円	円	支出済額と支出予定額に区分して記載すること。

(3) その他必要な資料

(田園自然環境保全整備事業、基盤整備促進事業、里地棚田保全整備事業については、別記第1号様式の別紙(事業の中止(廃止)までの計画を記載したもの)及び議決書の抄本又は謄本を添付すること)

別記第 4 号様式（状況報告書）

各事業共通別記第 4 号様式

別記第4号様式（共通様式）
（地域振興局長 経由）

令和 年度新潟県農山漁村振興交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

住所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付金事業について、
月 日現在の事業遂行状況を新潟県農山漁村振興交付金交付要綱第14の規定により下記のとおり報告
します。

記

1 事業遂行状況 別紙のとおり

2 事業の完了予定 令和 年 月 日

別記第 5 号様式（実績報告書）

各事業共通別記第 5 号様式

別記第 5 号様式の別紙

- C 1 基盤整備促進事業
- D 2 里地棚田保全整備事業

別記第 5 号様式（共通様式）
（地域振興局長 経由）

令和 年度新潟県農山漁村振興交付金実績報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

住所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付金事業について、別紙のとおり事業を実施したので、新潟県補助金等交付規則第 12 条の規定により、その実績を報告します。

なお、あわせて精算金 円の交付を請求します。

- （注）1 別記第 1 号様式に準じて作成すること。
2 地方公共団体が事業主体にあつては、交付金調書（国交付等要綱別紙様式第 13 号）を添付すること。
3 交付金の精算交付が不要の場合は、「なお書き」を削除すること。

C 1 基盤整備促進事業、D 2 里地棚田保全整備事業を実施している場合は、「別記第 5 号様式の別紙」を添付すること。

収 支 精 算 書

1 収入の部

区 分	交付申請 予算額	精 算 額			差引増減()	備 考
		収 入 済 額	収 入 未 済 額	計		
計		円	円	円	円	
一時借入金						
合 計						

(注) 1 区分及び交付申請予算額は、交付申請書の収支予算書により記載すること。

2 精算額は、予算額を超過しても差し支えない。

3 一時借入金欄には、一時借入金、他会計からの立替え等名目のいかんを問わず、実績報告書作成時において収入されている金額を記載すること。

2 支出の部

区 分	交付申請 予算額	精 算 額			差引増減()	備 考
		支 出 済 額	支 出 未 済 額	計		
		円	円	円	円	
計						

- (注) 1 区分及び交付申請予算額は、交付申請書の収支予算書により記載すること。
 2 精算額は、予算額を超過しても差し支えない。

3 交付金精算書

区分	交付決定額 A	精算事業費	交付率	精算交付金額 B	不用額 A - B	精算払受領額 C	差引未受領額 B - C	備 考
工 事 費	円	円	%	円	円	円	円	
事 務 費								
合 計								

(注) 精算事業費及び精算交付金額は、県の割当事業費及び割当交付金を超過しないこと。

工 事 出 来 高 調 書

区 分	事業種類	計画高				出来高				比較増減		備 考
		事業量	事業費			事業量	事業費			増	減	
			直営	請負	計		直営	請負	計			
			円	円	円		円	円	円			
	計											
	事務費											
	合計											

(注) 別紙第3(その1)～(その6)については、事業実施主体における契約や支出の状況を記載するものであること。

請負及び竣工検査調書

事業種類	工事名 (施行箇所)	工事内容	契約 (変更) 年月日	設計額	請負額	契約 方法	請負人 氏名	竣工 年月日	支払状況		支払 未済額	検査 年月日	検査責任者 職氏名	備考
									年月日	金額				
				円	円					円	円			
随契理由														

- (注) 1 契約変更があった場合は、設計額及び請負額は差引増減額を記載し、最後に小計を出すこと。
 2 支払未済額は、工事1件について記載し、支払予定日を上段()書きで記載すること。
 3 入札不調による随意契約以外の理由により随契したときは、その理由を下欄に記載すること。
 4 委託契約については、工事名欄に「委託」と記載すること。この場合、必ず工事請負の計、委託の計及び両者の合計を出すこと。

用地買収補償費調書

事業種類	支払状況		契約年月日	旧所有者又は被補償者氏名	支払内容	備考
	年月日	金額				
		円				

(注) 1 契約書1件ごとに記入し、事業種類ごとに金額の小計を記載すること。

2 支払内容は、「田 m²」、「畑 m²」、「立木 m²」、「移転」等と記載すること。

別紙第3(その4)

そ の 他 の 調 書

区 分	支 払 状 況		支 払 先	支 払 内 容	備 考
	年 月 日	金 額			
	・	円			
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
計					

- (注) 1 本調書は、別紙第3の(その2)、(その3)及び(その5)の調書に記載したものを除くすべての支払について記載すること。
 2 区分欄は、交付金、換地費、直営工事費等を記載すること。
 3 支出証拠書類1件ごとに記載すること。

工事雑費(事務費)調書

科 目	支出年月日	支 出 額	支 出 の 内 容	備 考
		円		

- (注) 1 支出科目別に、支出証拠書類1件ごとに記載すること。ただし、支出年月日及び支出の内容が同じであるときは、一括記載してよい。
 なお、科目は「農山漁村振興交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて」(令和4年4月1日付け3農振第3019号農林水産省農村振興局長通知)別表1、2によること。
- 2 支出未済のものは、支出年月日欄に支出予定年月日を()書きで記載すること。この場合、支出済の計、支出未済の計及び両者の合計を出すこと。
- 3 備考欄には、支出科目別の支出済額計及び支出未済額計を記載すること。
- 4 計画主体事務費がある場合は、計画主体事務費と事業主体事務費の双方を記載すること。

別紙第3(その6)

残 材 米斗 調 書

地 区 名	事業主体	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	検収又は取得 年 月 日	備 考
					円	円	年 月 日 . .	
							. .	
							. .	
							. .	
							. .	
							. .	
							. .	

交付金振り分け基準表

年度

事業

地区

事業主体

全 体		当 該 年 度			地域別 10 アール当たり交付金額			振り分けの 基準等	
総受益面積	総事業費	事業費	国交付金	県費	地域名等	受益面積	国交付金		県費
ha	円	円	円	円		ha	円	円	国交付金分
									県 費 分

注 1 基盤整備促進事業、里地棚田保全整備事業（うち農業用排水施設、暗きょ排水、客土、区画整理、農用地保全及び農地造成）について作成すること。

2 「地域別 10 アール当たり交付金額」欄の地域名等は、田・畑・ 堰がかり等交付金の振り分けの基準を異にする地域等の区分を、また、受益面積はその地域等の受益面積を記入すること。

3 「振り分け基準等」欄は、面積別、田畑別、水量割等の別及び 10 アール当たり交付金額算定の方式等を記入すること。

4 10 アール当たり交付金額は、それぞれ円未満の端数を切り捨てること。

5 事業費には事務費は含まない。

別記第 6 号様式（消費税等仕入控除税額報告書）

別記第6号様式（地域振興局長 経由）

令和 年度新潟県農山漁村振興交付金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

住 所（方公共団体の場合は省略）
団 体 名（地方公共団体の場合は省略）
代表者役職（都道府県知事、市町村長） 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった標記交付金について、新潟県農山漁村振興交付金交付要綱第15第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	新潟県補助金等交付規則第13条に基づく確定額 （令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額	うち国交付金分 うち県費分	金 円 円	円 円 円
2	交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	うち国交付金分 うち県費分	金 円 円	円 円 円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	うち国交付金分 うち県費分	金 円 円	円 円 円
4	交付金返還相当額（3 - 2）	うち国交付金分 うち県費分	金 円 円	円 円 円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

また、市町村、事業主体毎に添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載
[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

また、市町村、事業主体毎に添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記第 7 号様式（概算払請求書）

別記第7号様式
(地域振興局長 経由)

令和 年度新潟県農山漁村振興交付金概算払請求書

番 年 月 号 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

住所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付金について、
別紙により金 円を概算払により交付されるよう請求します。

1 中山間地農業推進対策 / 最適土地利用総合対策

(単位：千円)

事業名	事業メニュー	事業実施主体	事業費 A	交付金交付決定額B		既受領額C		今回請求額D		出来高予定E		残高 B-(C+D)	事業完了 予定年月日	備考
				国費	国費	国費	D/B(%)	事業費E	E/A(%)					

2 地域資源活用価値創出対策

(単位：千円)

事業地区	事業名	事業メニュー	事業実施主体	事業費 A	交付金交付決定額B (B + B)			既受領額C (C + C)			今回請求額D (D + D)			出来高 3月31日現在		残高 B-(C+D)	事業完了 予定年月日	備考
					国費B	県費B		国費C	県費C	C/B	国費D	県費D	D/B	事業費E	E/A			

- 注1 事業地区及び事業メニュー毎に記載し、付帯事業及び付帯事務費は行を変えて記載すること。
- 注2 必要に応じて、「別添 概算払い請求額計算書」を添付すること。
- 注3 事業遂行状況報告を兼ねる場合は、概算払い請求をしない事業についても記載すること。
- 注4 年度末概算払い請求において、繰越予定地区については備考欄に「繰越予定」と記載すること。

農山漁村振興交付金 概算払い請求額計算書

県事業名	活性化計画		事業地区名		交付率	国	%	工期	令和 年 月 日から						
						県	%		令和 年 月 日まで						
事業メニュー	事業主体														
工事名 (物品名)	交付決定		月 日 現在出来高		支 払 計 画 額						交付金請求額				
	事業量	事業費	請負金額 (事業費) (B)	歩合 (C)	事業費 (B)×(C)	前金払		部分払		精算払		支払済	支払予定	計	
		円	年 月 日	%	円	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円	(国費)
		円	年 月 日	%	円	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円	(県費)
		円	年 月 日	%	円	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円	
		円	年 月 日	%	円	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円	
小 計															

直営工事																				
実施設計費																			(国費)	
工事雑費																			(県費)	
小 計		0	0		0					0	0	0		0						
計		0	0		0					0	0	0	+	0					(国費)	請求金額
																			(県費)	
																				千円

請求額算出の注意事項

- 1 事業種類ごとに算出すること。
- 2 間接補助事業については、補助事業者が事業の経理内容等を調査の上記載すること。
- 3 支払予定額欄は、当該補助金受領後20日以内に支払うことが確実な金額を記載すること。
- 4 推進事業費等は、工事名欄の直営工事以下に適宜記載すること。

別記第 8 号様式（財産管理台帳）

財 産 管 理 台 帳

市町村（又は事業実施主体等）名

地区名		地区		事業実施年度		令和 年度		農山漁村振興交付金（ 対策）					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の 内 容			工 期		経 費 の 配 分					耐用年数	処分制限年月	承認年月日	処分の内容			
	事業種目	事業実施主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負 担 区 分								
							円	国庫交付金 円	都道府県費 円	市町村費 円	その他 円						
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 数年にわたって施行する施設については、完成した年度に作成するものとする。
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 4 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

別記第 9 号様式（契約に係る指名停止等に関する申立書）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 様

所在地
商号又は名称
代表者

当社は、貴殿発注の 契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から 契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別記第 10 号様式（年度終了実績報告書）

別記第 10 号様式
 (地域振興局長 経由)

令和 年度新潟県農産漁村振興交付金年度終了実績報告書

番 号
 年 月 日

新潟県知事 様

住所
 団体名
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、新潟県農山漁村振興交付金交付要綱第 15 第 4 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	事業費(A)	交付金額	(A)のうち 年度内支払 済額	概算払 受入済額	事業費	交付金額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

(注) 本様式は、年度内に交付事業等が完了しなかった場合に提出するものとする。